



2020年12月15日

各 位

会 社 名 プ リ ン ト ネット 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 田 原 洋 一
(コード番号：7805 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 赤 江 地 衣
(TEL. 03-3217-5355)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年12月15日開催の取締役会において、2021年1月28日開催予定の定時株主総会において、定款の一部変更を付議するとともに、変更が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の目的

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、事業の特性上毎年10月が繁忙期に当たるため、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年9月1日から8月31日までに変更するものであります。

2. 決算期の変更の内容

現 在：毎年10月31日

変更後：毎年 8月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第36期は、2020年11月1日から2021年8月31日までの10か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

2020年12月15日に開示しました、「2020年10月期決算短信」にて公表しております。

4. 定款変更の目的

上記1. の決算期変更に加え、今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化を目的として、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するとともに、これらに伴う所要の変更を行うものであります。

5. 定款の変更内容

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

<p>1. 印刷物のデザイン、制作、製版、印刷、製本 <u>2. 各種情報紙及び書籍の企画、制作、販売</u> 3. 事務用機器、印刷機械及びインク、用紙等印刷用消耗品の販売 <u>4. インターネットホームページの企画、制作コンサルティング業務</u> <u>5. インターネットによる通信販売業務</u> <u>6. 上記に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>10</u>月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員のために選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、<u>毎年11月1日から翌年10月31日</u>までの1年間とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>10</u>月31日までとする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年4月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1. 印刷物のデザイン、制作、製版、印刷、製本 2. (削除) <u>2. 印刷機械及び、印刷用紙、インク等の印刷資材並びに印刷用消耗品の販売</u> <u>3. インターネットホームページの企画、制作コンサルティング業務</u> <u>4. インターネットによる通信販売業務</u> <u>5. 上記に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>8</u>月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、<u>毎年9月1日から翌年8月31日</u>までの1年間とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>8</u>月31日までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年2月末日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の間配当に関する経過措置)</u> <u>(取締役の任期に関する経過措置)</u> 第1条 第20条(任期)の規定にかかわらず、2020年</p>
---	--

	<p><u>1月28日開催の第34期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第36期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、第36期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第39条(中間配当)の規定にかかわらず、第36期事業年度の中間配当の基準日は、2020年4月30日とする。なお、本附則は、第36期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p>
--	---

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2021年1月28日（木）

定款変更の効力発生日：2021年1月28日（木）

以上